

平成31年1月29日

第19回村上市農業委員会会議録

第19回村上市農業委員会定例会を平成31年1月29日午後2時00分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
9番	中山	和衛	10番	遠藤	俊樹
11番	斎藤	博	12番	佐藤	健吉
13番	齋藤	文夫	14番	板垣	栄一
15番	稲葉	浩之	16番	菅原	隆雄
17番	大野	章	18番	村山	美恵子
19番	船山	寛	20番	本間	裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 農地利用最適化推進委員の出席は次のとおりである。

1番	富樫	潤	2番	東海林	善雄
3番	齋藤	敏夫	5番	本間	進二
6番	木村	壽一	7番	高橋	大亮
8番	藤原	義正	9番	中山	一幸
10番	佐藤	裕介	11番	齋藤	裕助
15番	坂上	光芳	16番	齋藤	仁
17番	近藤	和明	18番	寺社	幸一
19番	中山	栄			

1. 欠席委員は次のとおりである。

4番	佐久間	英夫	12番	齋藤	茂芳
13番	本間	文春	14番	飯沼	洋二

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 鈴木 美 宝

事務局次長 小 川 良 和

事務局副参事 佐 藤 俊 一

事務局係長 園 部 和 枝

1. 午後2時00分 事務局長（鈴木美宝君） 皆様、ごめんください。定刻になりましたので、ただいまから第19回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員。農業委員は、出席20名、全員出席であります。村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立することを報告いたします。

また、今回は合同会議でありますので、農地利用適正化推進委員の方々からもご出席をいただいております。推進委員の方々、欠席の方は、推進委員4番、佐久間英夫委員、12番、齋藤茂芳委員、13番、本間文春委員、14番、飯沼洋二委員がそれぞれ家事都合であったり、体調不良であったりということで、欠席のご連絡をいただいております。よって、出席委員は15名になります。

では、初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（鈴木美宝君） ありがとうございます。

では、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第19回村上市農業委員会定例総会議事録署名委員には、議席番号6番、遠山委員、議席番号7番、池田委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4、報告。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、資料のほう、1ページのほうをごらんください。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、今月は2件でございます。

まず初めに、番号1番、申請人、村上市坂町__番__、堤下団地__番__号、____、土地の表示、坂町字大道端__番__、地目、台帳畑、現況雑種地、面積293平米、申請事由、申請地は、石を多く含んでいて耕起することが難しい状況にあったことから、約20年前より耕作しておらず、現在は荒廃している。このため、農地への復旧が困難な状況にあるということでございます。

続きまして、番号2番、申請人、村上市大毎__番地__、____、相続人、____、土地の表示、大毎字宅地__番__、地目、台帳田、現況雑種地、面積62平米、申請事由、申請地は、狭小地で作業効率が悪かったことから約20年前から耕作しておらず、その後雪捨て場等として使用してきて、現在は雑種地化している。このため、農地への復旧が困難な状況にあるということでございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。ページめくって、2ページのほうをごらんください。まず初めに、番号1番、地図中央に描かれている集落が荒川地区の坂町集落になります。地図左側のほうにJR羽越本線、右隅のほうに国道7号線がありまして、今回の申請場所はその羽越本線と7号線の間、県道坂町停車場線の東側、地図中央下のほうに太く囲まれた場所が申請場所になります。

続きまして、番号2番、場所の説明をします。地図中央にあるのが山北地区の大毎集落になります。今回の申請場所は、大毎集落の南側、地図中央下段のほうに、小さいですけども、太く囲まれたちよっと米粒のような形をしたところが今回の申請場所になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいまの報告についてご質問等ありましたらお願いします。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、日程5の議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 4ページをごらんください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について、1件について説明いたします。

番号1、願い出者、村上市中新保__番地__、____代表取締役、____、競売の内容、物件番号1、布部字坂下__番__、地目、台帳、現況とも田、面積2,057平米、強制執行等の別、市税滞納処分、実施機関、村上市、事件番号、村上市告示第466号、入札期間、平成31年1月31日、開札期日、平成31年1月31日、基準売却価格____円。

場所の説明をします。5ページをごらんください。朝日地区布部地内です。図面中央、県道鶴岡村上線から山合いへ200メートルほど行ったところにあるのが、物件番号1、__番です。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 議席番号__番、___委員、議事に参与できませんので、退席をお願いします。
（__番 _____君退席）

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。以前にも同様の市税の滞納部分という格好でこういう表示をつけた案件で、たしか誰だったかが質問したと思うんですが、その入札の期限です。これによりますと、1月の31日に入札の期限で、その日のうちにもう開札という格好になっていますが、競売というか、こういう格好になった場合は、告示をして、一応入札者を募って開札というのが筋だと思っと思うんですが、農地の売買ということで下準備があるにしろ、同日で表示をするのが果たしていいかどうか、この辺説明願えればありがたいんですが。たとえ1日でも、例えば入札のあれが30日で翌日開札というような格好であればその猶予期間があるんですが、こういう表示になりますと、じゃ31日の何時にそれ出て、何時にもうあれになって、知らないまんまいわゆる公のところで競売をかけましたというような格好になるので、裁判所経由になりますとこういう格好は今まで一切なかったと思うんですが、市税に関してはいつもこういう表示で出ているので、その辺のご説明を願えればありがたいです。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 手元にこの案件について、「不動産公売のお知らせ」というものがございます。これによりますと、この回覧が出たのが12月14日です。入札参加申し込みが1月10日まで参加申し込みをすることということでもあります。参加申し込みをした方が1月31日に入札し、その場で開札をするという仕組みになっていると思いますが、市税に対してはこういうやり方とっているようであります。

○3番（増田嘉美君） そういうことですか。それであれば、入札をした当日に開札するというのではなく、告示自体はもっと前にあるわけですね。

○事務局副参事（佐藤俊一君） そうです。

○3番（増田嘉美君） そういうところを報告していただければあれなんです、いかにもぱっとするとできレースで、その日のうちにぱっとやって、その日のうちにもうやりますというような感覚に捉えやすい表記の仕方なのですよね。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 今ご指摘のあった部分について、事務局内で相談して決めたいと思いますが。

○3番（増田嘉美君） よろしくをお願いします。

○事務局副参事（佐藤俊一君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長（石山 章君） 増田委員、よろしいでしょうか。

○3番（増田嘉美君） はい。

○議長（石山 章君） ほかいいいでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、議案第1号については承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願については、承認することに決定いたしました。

(__番 __君着席)

○議長(石山 章君) __番、__委員、議案第1号、承認することに決定いたしました。

○20番(本間裕一君) ありがとうございます。

○議長(石山 章君) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局、説明してください。

○事務局副参事(佐藤俊一君) 6ページをごらんください。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

まず初めに、取り下げが1件ございます。番号7については取り下げとなりましたので、お知らせします。今回は、使用貸借5件、贈与1件、売買2件、合計8件の案件です。

まず初めに、使用貸借1件について説明いたします。番号1、貸し人、村上市日下__番地、__、借り人、村上市日下__番地、__、土地の表示、日下字大惣見__番__、現況地目、田、地積3,016平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、契約の内容、2年間で無償となります。

続きまして、贈与案件1件について説明いたします。番号6、譲渡人、村上市下大蔵__番地、__、譲受人、村上市下大蔵__番地__、__、土地の表示、下大蔵字大蔵__番__、現況地目、田、地積1,224平米、田がほかに2筆、合計3筆の田があります。合計地積が3,670平米、契約の種別、所有権の移転(贈与)、このお二方の関係性は友人同士だそうです。

続きまして、売買案件について2件の説明をいたします。9ページをごらんください。番号8、譲渡人、村上市飯岡__番地、__、譲受人、村上市北新保__番地、__、土地の表示、飯岡字熊野前__番、現況地目、田、地積2,345平米、契約の種別、所有権の移転(売買)、対価としまして__円、10アール当たり__円です。

次に、番号9、譲渡人、村上市岩沢__番地、__、譲受人、村上市中原__番地__、__、土地の表示、中原字中原野__番__、現況地目、畑、地積1,015平米、契約の種別、所有権の移転(売買)、対価としまして__円、10アール当たり換算しますと__円の案件です。

場所の説明をいたします。10ページをごらんください。番号6、贈与案件の場所です。山北地区下大蔵地内です。国道7号線から80メートルほど入ったところ、図面中央にある3筆が申請地__番__、__番__、__番__です。

次に、売買案件の場所の説明をいたします。12ページをごらんください。番号8の場所です。神林地区飯岡地内です。市道桃川牧目線と市道有明山田線の交差点付近、図面中央にあるのが申請地____番です。

次に、13ページをごらんください。番号9の場所です。村上地区中原地内で市立朝日中学校前の市道を朝日中野方面に進んだところ、図面中央にあるのが申請地____番__です。

以上で場所の説明を終わります。

説明した8件については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 今ほどの説明のあった件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。
(発言する者なし)

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） 説明いたします。14ページのほうをごらんください。

説明に入る前に、1カ所訂正をお願いいたします。土地の表示のところで「天神岡字小田表」と書かれておりますが、「小田表」、「表」ではなくて「表」の間違いでした。済みません。訂正のほうをお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

番号1番、申請人、村上市鶉渡路____番地、____、土地の表示、天神岡字小田表____番__、地目、田、地積1,708平米、転用の目的、貸し住宅建築敷地、農地区分といたしましては第1種農地、備考といたしまして、申請者は、市内でアパート経営を行っておりますが、このたび経営希望の拡大を図るため、新たに貸し住宅5棟を建設するために転用するものです。なお、住宅を集落に接続して設置されるものでございます。転用の内容ですが、木造平家建て貸し住宅、1棟の建築面積が79.32平方メートルのものを5棟建設される予定でございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。15ページをごらんください。地図下段にある集落が村上地区の天神岡集落になります。地図中央縦に国道7号線が走っておりまして、今回の申請場所は天神岡集落の北側、国道7号線より少し東側のほうに入ったところ、地図下段のところに三角で太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） 転用に係る現地調査をお願いしておりましたので、現地調査の報告をお願いいたします。

推進委員 2 番、東海林委員。

○推進委員 2 番（東海林善雄君） 村上地区の現地報告です。

村上地区では、12月12日水曜日に農地転用案件について現地確認を行いましたので、報告いたします。なお、このたびの案件は申請者より事前に相談があり、降雪前にということで12月に実施したものです。当日は、午前9時に天神岡地内の申請地に、農業委員4名、最適化推進委員3名、事務局の小川次長が集合し、申請者の____さんと業者の____さん立ち会いのもと、事務局からの申請内容の説明を聞きながら現地の確認を行いました。申請地は国道7号線の近くで、天神岡集落の北側、以前にも住宅分譲された地区に隣接した農地です。今回の転用は貸し住宅5棟を建設するものですが、建物は平家建てであることと、建物と隣地までの距離が約6メートル離れていることから、また土砂の流出防止として土間打ちを行うとのことでしたので、隣接する農地への影響は少ないと考えます。また、このたびの事業計画について、集落にも説明を行い、同意を得ていて、新たに乗り入れ口を設置することについても市建設課との事前協議も済んでいるとのことでした。このことから、村上地区としては許可相当との意見になりましたので、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

19番、船山委員。

○19番（船山 寛君） 19番、船山ですけれども、この今の説明については何ら問題ないんですけども、確認ですけれども、事務局、この農地を買ったときにも、たしか私の知る範囲では認定農業者で、利用集積で求めたというものですから、今はこれであれば当然不動産業であるはずですし、認定農家の扱いは外れていますよね。どうですか。

○議長（石山 章君） 次長。

○事務局次長（小川良和君） 今ほど船山委員からのご質問に対してお答えいたします。

_____さんにつきましては、認定農業者につきましては28年5月の申請で更新をされております。平成33年まで認定農業者という形となっております。

もう一点、集積計画でというお話でしたが、当時18年の10月にこの案件、土地の売買の案件が旧村上市の農業委員会では処理されております。こちらにつきましては、農地法第3条……

（そういうわけだの声あり）

○事務局次長（小川良和君） はい。3条での取引という形でのものとなっております。なので、集積計画に基づくものではないということになりますので、そこを回答させていただきます。

○19番（船山 寛君） わかりました。ちょっと私の勘違いであれでしたけども、じゃ今33年までは認定農家ということですね。

○事務局次長（小川良和君） はい。

○19番（船山 寛君） そうした場合、不動産業として買うということ、また認定農家として買うことも可能ですし、その辺会長、どんな考えを持たれますか。

○議長（石山 章君） 今ほどの船山委員の質問にお答えさせていただきますが、基本的には認定農業者みずから農業経営をやって、経営に携わってやっていく方を認定しようということですので、現実的には行政機関ではかなり幅の広いエリアで捉えているというのが実態ではあります。非常にその辺は微妙なところもあるわけですので、また関係機関ともその辺検討させていただきたいと思ひますし、特に日程の審査会等もあるわけですので、その辺でも何とかする、直接このたびのケースとは違うわけではありますが、議論されたという経過も聞いておりますので、また農業団体等々の会議等もあるわけですので、その辺についてまた検討させていただきたいと思ひます。本日は直接的な回答については、私個人的にも知り得ない部分がたくさんありますので、控えさせていただきたいと思ひますので、ご了承願ひたいと思ひます。

○19番（船山 寛君） 今すぐこの案件がどうこうという質問では私もないんで、やはりこういう不動産業、そして3条の中できちんと出ているということは、担い手、認定農業者でいえばそれを踏まえてまた買うこともできますし、それを農業者と認めるのかどうか、その辺も今後やはり詰めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（石山 章君） ほかないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、ただいまの議案第3号については許可相当に決定したいと思ひますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当に決定いたしました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） 説明いたします。資料のほう16ページのほうをごらんください。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、番号1番、譲渡人、村上市下鍛冶屋__番地、____、譲受人、村上市下鍛冶屋__番地__、____代表取締役、____、土地の表示、下鍛冶屋字大口__番__、地目、台帳、現況とも田、地積169.10平米、転用の目的、建売住宅建築敷地、契約等につきましては売買による所有権の移転でございます。対価は_____

円で、10アール当たり換算いたしますと_____円となります。こちらの農地区分につきましては第3種農地、備考といたしまして、申請者は、市内で不動産業を営んでおり、このたび建売住宅を建築するため転用するものです。なお、申請地は、上下水道の埋設された道路に接しており、500メートル以内に教育施設（小学校）及び公共施設（保育園）があるということでございます。転用の内容ですが、木造2階建て、建築面積47.2平方メートル住宅を1棟建てられる予定でございます。

続きまして、番号2番、貸し人、村上市有明__番__、____、借り人、胎内市塩沢__番地__、前山台住宅__号__、____、____、土地の表示、有明字稲見__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積481平米、転用の目的、住宅建築敷地、契約等については使用貸借であります。この貸し人、借り人の関係は、借り人の奥さん、____さんと貸し人の____さん親子の関係でございます。農地区分につきましては第3種農地、備考といたしまして、申請者は、胎内市の市営住宅で生活しているが、このたび住宅の建築を計画し、妻の実家にも近い申請地を最適値と考え、転用するものです。なお、申請地は、上下水道の埋設された道路に接しており、500メートル以内に医療機関及び教育施設（小学校、中学校）があるということでございます。転用の内容ですが、木造2階建て、建築面積66.93平米の住宅1棟とカーポート3台分、建築面積46.26平米のカーポート1棟を建てられる予定でございます。

続きまして、17ページ、番号3番、貸し人、村上市鳥屋__番地__、____、借り人、村上市佐々木__番地__、____代表取締役、____、土地の表示、鳥屋字宮ノ下__番__、地目、台帳、現況とも田、地積5,275平米ほか1筆、合計2筆で10,529平米、転用の目的は砂利採取、契約といたしまして賃貸借権の設定で、対価は_____円、10アール当たり換算いたしますと_____円となります。農地区分については農振農用地にある農地ということで、備考といたしましては一時転用で、利用期間が許可の日から平成32年8月15日までということでの設定となっております。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。18ページのほうをごらんください。まず初めに、番号1番、地図に描かれているのは荒川地区の下鍛冶屋集落となります。地図中央7号線縦に走っており、地図の右側のほうに保内小学校がございます。今回の申請場所は、その保内小学校と国道7号線の間、地図中央に保内学童保育所と書かれているところの北側に位置する四角く囲まれた場所が今回の申請場所です。

続きまして、番号2番、地図に描かれているのが神林地区の有明集落になります。地図中央下段のほうに神納中学校がありまして、申請場所は神納中学校の北側で、県道岩船町停車場有明線と挟んだ向かいにある太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

ページめくって、20ページをごらんください。番号3番、地図に描かれているのが荒川地区の鳥屋集落になります。今回の申請場所は、その鳥屋集落から西側にある農地で、集落の脇、地図中央付近に太く囲まれた二筆が今回の申請場所で、集落側のほうから宮ノ下__番__、その隣が__番__とい

う形になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） 転用に係る現地調査をお願いしておりましたので、議案番号1番、3番について報告をお願いいたします。

推進委員18番、寺社委員。

○推進委員18番（寺社幸一君） 最適化委員の寺社です。私のほうから荒川地区農地転用と現地確認について説明いたします。

今回荒川地区から上程されている農地法第5条申請にかかわる2件の案件につきまして、1月18日金曜日に現地確認を行つたので、ここに報告いたします。当日は、午後1時30分より、荒川支所産業建設課内において、農業委員2名、最適化推進委員2名並びに事務局から小川次長と支所より相場主任が出席し、まず最初に事務局から申請内容について資料による説明を受けました。その後、鳥屋地内の申請地に移動し、_____の____さん、____さん、両氏立ち会いのもと申請内容の確認を行いました。申請地は、鳥屋集落に隣接するほ場整備が済んでいる農地です。今回の申請は、砂利採取のための一時転用で、申請者は現在申請地周辺でほかに3カ所の農地においても砂利採取を行っており、これらの現場同様に周辺農地への被害防除及び安全対策を確実に行うとのことでした。これらのことによりまして、本地区としては許可相当であるとの意見になりました。ただ、複数の現場が同時進行することから、事業の遅延等が発生しないよう、工程管理はもとより、しっかりとした対応がなされるよう要望しました。

次に、下鍛冶屋地内の申請地に移動し、_____の____さん立ち会いのもと、申請内容等について確認しました。申請地は、下鍛冶屋地内の国道7号線から小道を入ったところの保内学童保育所の隣地で、周囲を住宅地に囲まれた農地です。先月申請者から、位置指定道路設置のために申請のあった会社の隣地です。今回の転用については、建売住宅1棟を建築するものです。周囲には、譲渡人である____さん所有の農地だけで、被害防除等の方法については本人も同意しております。また、水路側には土砂流出を防止するため、土どめコンクリートを設置することのことでした。これらのことにより、本地区としては許可相当であるとの意見となりました。

以上で報告を終えますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

次に、議案番号2番について報告をお願いいたします。

推進委員11番、齋藤委員。

○推進委員11番（齋藤裕助君） 11番の最適化推進委員の齋藤です。私のほうからは、議案第4号、番号2について、現地調査を行いましたので、報告いたします。

今月の17日でしたけれども、午後1時30分に、神林支所に地区農業委員、推進委員8名と事務局の小川次長が参集しました。小川次長から事前に申請地の資料と概要について説明を受けた後、現

地に向かいまして、現地には_____さんがおりまして、申請地についていろいろ説明を聞きました。地図に記載のとおり、申請地は県道岩船町停車場有明線に面しておりまして、南側には備考にもありますように神納中学校、東側には神納小学校が立地しております。周辺は畑に囲まれたところでありまして、この畑、申請地は昨年まで農業用のハウスが建っていたそうですけれども、現在は撤去済みでありました。県道と申請地の間には用水路と農道があり、用水路についてはこの申請者の子供が2人いるそうですけれども、小さいことからふたをしてほしいということをして土地改良区と現在協議中でありました。また、県道からの乗り入れ口や雨水の排水については、市と協議済みだそうですであります。隣接する農地の所有者の同意や備考にも記載されているように、上下水道の埋設された県道に接しておりまして、500メートル以内には個人の内科医、教育機関、神納小学校、神納中学校が立地する第3種農地でありますことから、許可相当ではないかとの地区委員全員の判断でありました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、議案第4号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） しばらくありませんので、議案第4号、許可相当に決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当に決定いたしました。

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、21ページをごらんください。議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が5件、賃貸借の設定が83件、所有権移転の売買が2件、合計90件の案件となります。それでは、所有権移転以外の案件につきましては、それぞれ1件のみ説明させていただきます。

最初に、使用貸借の設定です。番号1番、貸し人、村上市羽下ヶ淵____番地、____、相続人代表者、____ほか1名、借り人、村上市羽下ヶ淵____番地、____、土地の表示、羽下ヶ淵字大平沢____番、地目、田、地積589平米ほか4筆、計5筆、2,128平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が5年間、再設定となりまして、改良区費は貸し人負担です。ページのほう進みまして、22ページ、番号5番までが使用貸借の案件となります。

次に、賃借権の設定です。番号6番、貸し人、村上市岩船上町__番__号、____、借り人、村

上市八日市__番__号、____、土地の表示、八日市字荒田__番__、地目、田、地積4,217平米ほか3筆、計4筆、13,330平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が5年間、借賃が10アール当たり____円、新規の設定となりまして、改良区費は借り人負担となります。ページ進みまして、42ページ、番号88番までが賃貸借の案件となります。

次に、所有権移転について説明いたします。43ページをごらんください。番号89番、譲渡人、岩手県盛岡市上堂1丁目__番____号、____、譲受人、村上市金屋__番地__、____代表取締役、____、土地の表示、金屋字宮分__番__、地目、畑、地積755平米、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アールあたりは____円となります。

次に、番号90番、譲渡人、村上市桃川__番地__、____、譲受人、村上市桃川__番地__、____、土地の表示、桃川字江端__番__、地目、田、地積465平米、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アールあたりは____円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。44ページをごらんください。番号89番、荒川地区金屋集落、図面中央付近に金屋小学校があります。小学校の裏手に太く囲んでありますのが今回の申請地です。

次に、45ページ、番号90番、神林地区有明集落からの県道と国道290号線が交差した付近に太く囲ってありますのが今回の申請地です。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議案番号56番、57番について審議いたしますので、議席番号__番、__委員、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

（__番____君退席）

○議長（石山 章君） 番号56番、57番について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号56番、57番、承認することに決定いたしました。

（__番____君着席）

○議長（石山 章君） __委員、番号56番、57番、承認することに決定いたしました。

（ご決定ありがとうございますの声あり）

○議長（石山 章君） 次に、番号64番について審議いたしますので、議席番号__番、__委員、関連議案ですので、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（__番____君退席）

○議長（石山 章君） 番号64番につき、質疑に入ります。ご意見、ご質問ある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号64番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____君着席)

○議長(石山 章君) ____委員、番号64番、承認することに決定いたしました。

(ありがとうございましたの声あり)

○議長(石山 章君) 次に、番号66番から71番までにつき審議いたしますので、議席番号__番、

____委員、議席番号__番、____委員、お二方関連議案ですので、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

(__番 _____君、__番 _____君退席)

○議長(石山 章君) 議案番号66番から71番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案番号66番から71番まで承認することに決定いたしました。

(__番 _____君、__番 _____君着席)

○議長(石山 章君) ____委員、____委員、番号66番から71番まで承認することに決定いたしました。

(ありがとうございましたの声あり)

○議長(石山 章君) 次に、番号72番につき審議いたします。議席番号__番、____委員、関連議案ですので、退席をお願いいたします。

(__番 _____君退席)

○議長(石山 章君) 72番につき質疑に入ります。

(なしの声あり)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案番号72番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____君着席)

○議長(石山 章君) ____委員、番号72番、承認することに決定いたしました。

(ありがとうございましたの声あり)

○議長（石山 章君） ただいま承認をいただいた案件を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について、承認することに決定いたしました。

議案として、そのほかについて皆様方から。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案については終了し、3時10分まで休憩に入ります。

休憩 午後2時55分～午後3時10分

・協議、連絡事項ほか

時に午後4時10分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成31年1月29日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員